

金沢市中小企業経営強化緊急奨励金のご案内

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響による景気低迷に打ち勝つため、中小企業者で構成する団体等に対して奨励金を交付し、中小企業の経営回復や継続に向けた取り組みを応援します。

1. 対象となる事業

団体等が新たにに取り組む事業とし、国の新型コロナウイルス感染症対策に関する3原則を遵守するものであること（既存事業や国・県等の補助金を活用した事業は除く）

①生産性の回復に取り組む事業

（例）製造・調達の共同化、テレワーク導入のための専門家の派遣、社員の学び直しのための研修会開催

②顧客を新たに創出または呼び戻す事業

（例）テイクアウトメニューの開発、顧客マーケティング調査の実施

③安心して元気なことをPRする事業

（例）キャンペーンの実施、ホームページの改修

2. 奨励金

50万円以内（1団体1回限り）

※懇親会経費や備品購入費等は対象外です

3. 応募資格

中小企業者で構成する以下の要件を満たす団体等

- ・構成員のうち市内で事業を営む中小企業者が半数以上であること
- ・市内に事務所等を設置していること
- ・設立して1年以上経過していること
- ・活動実績を確認できる定款、規約、名簿、財務諸表等を有すること
- ・事業を着実に実施できる体制を有すること
- ・構成員に、新型コロナウイルスの影響により売上高が前年同期に比べて3%以上減少している中小企業者がいること

4. 応募締切

令和2年6月30日（火）まで

5. 応募方法等

※必ず事前にご相談ください

認定申請書を下記HPよりダウンロードの上、持参または郵送により提出してください

提出先：〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1 金沢市経済局産業政策課 TEL 076-220-2204

HP：<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/17021/tyuyuushi/kinkyusyoureikin.html>

6. 応募書類の審査

- ①中小企業者の経営の回復や継続に効果がある事業であること
- ②国の新型コロナウイルス感染症対策に関する3原則を遵守した事業であること
- ③他の中小企業者に好影響を与えることが期待できる事業であること

7. スケジュール

認定申請書の応募期間 令和2年3月25日（水）～6月30日（火）

事業実施期間 応募書類の審査後、認定通知の日から令和3年2月末日まで

実績報告 事業完了後、原則15日以内

※奨励金は、実績報告の確認後にお支払いします